

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

施行日 2023年1月30日

新（改正後）	旧（改正前）
<p>第1章 総合取引約款</p> <p>第1節 総合取引</p> <p>第1条～2条 （現行どおり）</p> <p>第3条(申込方法)</p> <p style="color: red;">（下記以外現行どおり）</p> <p>(7) すでに総合取引を契約済のお客様が、第9章に定める非課税口座における取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって、非課税口座における取引を申し込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り非課税口座における取引を開始することができます。</p> <p>① 非課税口座開設届出書</p> <p>② お客様の氏名、生年月日、住所および個人番号等を確認する書類</p> <p>(8) 前項の規定にかかわらず、すでに総合取引を契約済のお客様が、第9章第2条第3項または第4項の規定に基づき、非課税口座における取引を申し込む場合には、前項第2号に規定する書類の提出は不要です。</p> <p>第2節～5節 （現行どおり）</p> <p>第6節 内部者登録制度</p> <p>第24条、25条 （現行どおり）</p> <p>第26条 （内部者の定義）</p> <p style="color: red;">（下記以外現行どおり）</p> <p>② 上場会社等の主要株主（総議決権の10%以上を保有する株主）</p>	<p>第1章 総合取引約款</p> <p>第1節 （省略）</p> <p>第1条～2条 （省略）</p> <p>第3条(申込方法)</p> <p>(7) すでに総合取引を契約済のお客様が、第9章に定める非課税口座における取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって、非課税口座における取引を申し込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り非課税口座における取引を開始することができます。</p> <p>① 非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</p> <p>② お客様の氏名、生年月日、住所および個人番号等を確認する書類</p> <p>(8) 前項の規定にかかわらず、すでに総合取引を契約済のお客様が、第9章第2条第3項または第4項の規定に基づき、非課税口座における取引を申し込む場合には、前項第1号に規定する非課税適用確認書の交付申請書および第2号に規定する書類の提出は不要です。</p> <p>第2節～5節 （省略）</p> <p>第6節 内部者登録制度</p> <p>第24条～25条 （省略）</p> <p>第26条 （内部者の定義）</p> <p>② 上場会社等の主要株主</p>

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>④ 上場会社等の大株主または帳簿閲覧権を有する方（発行済み株式の持株数が上位 10 位以内または 3%以上を保有する株主）</p> <p>第 27 条、28 条 （現行どおり）</p> <p>第 29 条（内部者個人データの第三者提供に関する同意）</p> <p>お客様は、当社が内部者として登録されたお客様の情報を照合することを目的としてお客様の個人データ（氏名、生年月日、郵便番号）を日本証券業協会と本邦金融商品取引所が共同で設立する『内部者登録・照合システム（J-IRISS）』に提供することがあることに同意するものとします。</p> <p>第 7 節 雑則</p> <p>第 30 条～35 条 （現行どおり）</p> <p>第 36 条 （通話の録音）</p> <p>当社は、お客様との通話を録音することがあります。</p> <p>第 2 章 保護預り約款</p> <p>第 1 条～17 条 （現行どおり）</p> <p>第 18 条 （個人情報等の取扱い）</p> <p>米国政府及び日本政府からの要請により、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）上の報告対象として以下の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性がある当社が判断する場合、お客様は、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を当社が米国税務当局に提供することがあることに同意するものとします。</p>	<p>④ 上場会社等の大株主または帳簿閲覧権を有する方</p> <p>第 27 条、28 条 （省略）</p> <p>第 29 条 （内部者個人データの第三者提供に関する同意）</p> <p>お客様は、当社が内部者として登録されたお客様の情報を照合することを目的としてお客様の個人データ（氏名、生年月日、郵便番号）を日本証券業協会と本邦金融商品取引所が共同で設立する『内部者情報システム』に提供することがあることに同意するものとします。</p> <p>第 7 節 雑則</p> <p>第 30 条～35 条 （省略）</p> <p>第 36 条 （通話の録音）</p> <p>新設</p> <p>第 2 章 保護預り約款</p> <p>第 1 条～17 条 （省略）</p> <p>第 18 条 （個人情報等の取扱い）</p> <p>新設</p>

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト （https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますので、ご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織 ③ F A T C A の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p> <p>第 3 章 外国証券取引口座約款 第 1 節～3 節 （現行どおり） 第 4 節 雑則 第 26 条～29 条 （現行どおり） 第 30 条 （個人データ等の第三者提供に関する同意） （下記以外現行どおり）</p> <p>④ 外国証券の売買を執行するわが国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと</p>	<p>第 3 章 外国証券取引口座約款 第 1 節～3 節 （省略） 第 4 節 雑則 第 26 条～29 条 （省略） 第 30 条（個人データ等の第三者提供に関する同意）</p> <p>④ 外国証券の売買を執行するわが国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合</p>

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>および他の目的に利用されないことが明確な場合</p> <p>当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関</p> <p>(2) 米国政府及び日本政府からの要請により、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、お客様は、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を当社が米国税務当局に提供することがあることに同意するものとします。</p> <p>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</p> <p>(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますので、ご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織</p> <p>③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>	<p>当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関。</p> <p>(2) 新設</p>

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>第4章～第10章（現行どおり）</p> <p>第11章 振替決済口座管理約款</p> <p>第1条～8条（現行どおり）</p> <p>第9条（発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出）</p> <p>(1) 当社は、お客様が発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出を行うときは、その取次ぎを当社に委託することにつき同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(2) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>① 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第38条において「総株主通知等」といいます。）</p> <p>② 個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知</p> <p>③ 株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（本章第26条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）</p> <p>第10条～25条（現行どおり）</p> <p>第26条（個別株主通知等の取扱い）</p> <p>(1) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申し出（振替法第154条第4項の申し出をいいます。）の取次</p>	<p>第4章～10章（省略）</p> <p>第11章 振替決済口座管理約款</p> <p>第1条～8条（省略）</p> <p>第9条（省略）</p> <p>(1) 当社は、お客様が発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出を行うときは、その取次ぎを当社に委託することにつき同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(2) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知（以下本章第38条において「総株主通知等」といいます。）または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第10条～25条（省略）</p> <p>第26条（個別株主通知の取扱い）</p> <p>(1) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申し出（振替法第154条第4項の申し出をいいます。）の取次</p>

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>ぎの請求をすることができます。</p> <p>(2) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託および投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</p> <p>(3) 前 2 項の場合は、当社所定の手続料をいただく場合がございます。</p> <p>第 27 条～49 条 （現行どおり）</p> <p>第 50 条 （個人情報等の取扱い）</p> <p>(1)お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、本章の規定により、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>(2)米国政府及び日本政府からの要請により、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）上の報告対象として以下の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性がある当社が判断する場合、お客様は、米国税務当局における課税執行のため、</p>	<p>ぎの請求をすることができます。</p> <p>(2) 前項の場合は、当社所定の手続料をいただきます。</p> <p>第 27 条～49 条 （省略）</p> <p>第 50 条 （省略）</p> <p>お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、本章の規定により、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>(2) 新設</p>

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を当社が米国税務当局に提供することがあることに同意するものとします。</p> <p>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト （https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf） に掲載しておりますので、ご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織 ③ F A T C A の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p> <p>第 51 条 （現行どおり）</p> <p>第 12 章 （現行どおり）</p> <p>金融サービスの提供に関する法律に基づく重要事項説明書 「リスク・手数料等説明ページ」へのアクセス 個人情報保護宣言</p>	<p>第 51 条 （省略）</p> <p>第 12 章 （省略）</p> <p>金融サービスの提供に関する法律に基づく重要事項説明書 「リスク・手数料等説明ページ」へのアクセス 個人情報保護宣言</p>